

## 中防北水路西行許可について

(平成29年12月21日午前0時 ~ 平成30年5月8日午前0時)

東京港臨港道路南北線の工事区域設定の計画変更による可航幅の一時的な拡大に伴い、スリット(お台場ライナーふ頭及び10号地その2西岸壁)から出港する500総トン以上の船舶は、中防北水路を東行して出港(西行禁止ラインを越えて西行しないこと)。



(平成30年5月8日午前0時 ~ )

工事区域の拡大による可航幅の縮小に伴い、スリットから出港する500総トン以上の船舶は、港長の許可を得てから、西行禁止ラインを越えて中防北水路を西行して出港。

### 西行許可手続き

- ・ 西行予定日の前日までに港長に許可申請
- ・ RORO船等定期運航船舶は、3ヶ月以内の期限で包括許可

